

道路交通網の整備促進について

東北部会提出
説明担当 相馬市

道路は、安定した生活を支える最も基本的な社会資本であり、均衡ある国土の発展と多軸型国土構造の形成を図るうえにおいて欠くことのできない重要な社会基盤施設であります。広大な面積を有している東北地方においては、日常生活をはじめ、観光、地域連携、産業経済など、あらゆる面において道路に依存しておりますが、その整備状況は、未だ十分であるとはいえない状況にあります。

地域により生じている格差を解消し、国土の均衡ある発展を目指すためにも、道路交通網の整備は不可欠であります。

つきましては、次の事項について特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 高速自動車国道等の整備について

- (1) 東北中央自動車道及び日本海沿岸東北自動車道の建設促進（未完成区・未着工区）を図るとともに、高速自動車国道と並行する一般国道自動車専用道路の建設促進を早期に実現すること。
- (2) 高速道路と一体となって高速交通体系を形成する下北半島縦貫道路、会津縦貫北道路などの地域高規格道路の整備促進を図るとともに、候補路線の計画路線への指定と着工を早期に実現すること。
- (3) 地方が真に必要としている高規格幹線道路網の整備が滞ることのないよう、地域生活に密着した道路整備を着実に実施すること。

2 一般国道の整備について

一般国道について、バイパスの整備や4車線化などにより、慢性的な交通渋滞区間の改善を図るとともに、東北地方の主要都市間を結ぶ一般国道の整備を促進すること。

3 冬期道路の交通対策について

雪国の生活の安定と地域の振興並びに国民の諸活動の広域化に対応した冬期道路交通対策を積極的に推進すること。